

さいたま市公告（調達）第 26 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 15 年さいたま市規則第 132 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 16 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 契約整理番号

07-5208-39

(2) 工事名

さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（21 棟）改修（建築）工事

(3) 工事場所

さいたま市西区西大宮 1-49-6

(4) 工事期間

議会の議決を得たる日から令和 10 年 8 月 10 日まで

(5) 工事概要

新築工事 延べ面積約 8,700 m² RC 造 地上 4 階建て

(6) 予定価格

5,683,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）。

(8) 本工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(9) 本工事は、「さいたま市営繕工事における週休 2 日促進工事（完全週休 2 日（土日）Ⅰ型）」の対象案件である。

(10) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

(11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は「さいたま市営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」を参照すること。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された 2 者又は 3 者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

(1) 令和 8 年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 8 年 3 月 3 日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者
- イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。
- (5) 本入札の公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格の確認申請の日において、建築一式工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本入札の公告日から令和８年４月１６日（木）までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) 本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。
- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
- ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について１，０００点以上であること。ただし、２(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。
- イ 本公告日において、平成２７年度以降に、１棟の延べ面積４，０００㎡以上で、地上４階建て以上の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積４，０００㎡以上であること。）を、元請として完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。
- ウ 次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。
- (7) 建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受けている者であること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に３か月以上の雇用関係にある者であること。

(10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評
定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について900点以上であること。ただし、
2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

(11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令
和7年さいたま市告示第486号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み
替えて算定できるものとする。

(12) 特定共同企業体の結成方法

ア 2者又は3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、2者による特定共同企業体の場合は30%以上、3者による特定共同
企業体の場合は20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加す
ることはできない。

エ 1者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼
玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシス
テムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

5 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。
ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書
類等の返却は行わない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提
出すること。

(2) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

担当 工事契約第1係 電話 048（829）1180

(3) 提出期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月17日（火）まで（さいたま市の休日を定める条
例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を
除く午前9時から午後4時まで）

(4) 提出部数

1 部

6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付日時

令和8年3月23日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和8年3月23日(月)から令和8年3月25日(水)(午前9時から午後5時まで)までに5(2)に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和8年3月30日(月)午後5時までに書面又は口頭により回答する。

7 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和8年4月14日(火)午前9時から令和8年4月16日(木)午後5時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
工事契約第1係

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月17日(金)午後1時30分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

10 入札保証金

免除する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札
- (7) 予定価格を超えた金額による入札
- (8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印のない入札書による入札
 - イ 金額を訂正した入札書による入札
 - ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
 - カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - ク 2 以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 者以上の代理をした者がした入札
 - ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札
- (9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 2 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。
 - ア 政府の保証のある債券
 - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号）第 3 条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手
 - ウ 銀行等の保証証書
 - エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証証書
- (2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者
 - イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、受注者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1 3 支払条件

- (1) 前金払
当該会計年度における支払限度額の 1 0 分の 4 以内とする。この場合において、1 万円未満の

端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3か月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1.4 その他

(1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

エ 受付期間

公告の日から令和8年3月3日（火）まで

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 落札者は、5により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

(4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(6) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

(7) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(8) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (9) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、さいたま市財政局契約管理部契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1 5 担当課

- (1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1180 FAX 048（829）1986

- (2) 工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市建設局建築部教育施設建築課
電話 048（829）1527 FAX 048（829）1982

1 6 Summary

- (1) Contract for tender:

School facility complex (school building) construction and North Building (building 21) repairs (construction) for Saitama Municipal Sashiogi Elementary School

- (2) Date and time of tender:

From April 14, 2026, 9:00 a.m. to April 16, 2026, 5:00 p.m.

- (3) Date and time of bid opening:

April 17, 2026, 1:30 p.m.

- (4) Contact point for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1180